

## 議案第 24 号

石岡市，行方市，小美玉市及び茨城町における公の施設の広域  
利用に関する条例を制定することについて

石岡市，行方市，小美玉市及び茨城町における公の施設の広域利用に関する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 23 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

### 提 案 理 由

公の施設の広域利用に関する協議に伴い，本市の公の施設を行方市，小美玉市及び茨城町の住民が利用することについて，条例で必要な事項を定めるため。

石岡市，行方市，小美玉市及び茨城町における公の施設の広域利用に  
関する条例

(目的)

第1条 この条例は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づく公の施設の広域利用に関し，行方市，小美玉市及び茨城町（以下「協定市町」という。）の住民が本市の公の施設を利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において，「公の施設の広域利用に関する協定」とは，本市及び協定市町が設置する公の施設をそれぞれの住民が相互に利用すること等を定めた協定をいう。

(広域利用施設)

第3条 本市が設置する公の施設のうち，公の施設の広域利用に関する協定の対象とするもの（以下「広域利用施設」という。）は，別表右欄に掲げるとおりとする。

2 広域利用施設に係る別表左欄に掲げる条例の協定市町の住民に対する適用については，協定市町の住民を本市の住民とみなす。

附 則

この条例は，公の施設の広域利用に関する協定の成立の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第3条関係）

公の施設の条例	広域利用施設
石岡市立学校施設使用条例（平成17年石岡市条例第74号）	温水プール
石岡市立中央図書館条例（平成17年石岡市条例第83号）	石岡市立中央図書館
石岡市八郷総合運動公園条例（平成17年石岡市条例第90号）	石岡市八郷総合運動公園のうち 運動公園プール 多目的広場 武道館 弓道場 ターゲット・バードゴルフ場
石岡市運動広場等条例（平成17年石岡市条例第91号）	芝生広場 テニスコート 植樹等景観整備施設
石岡市朝日スポーツ交流施設条例（平成17年石岡市条例第92号）	石岡市朝日スポーツ交流施設のうち 体育室
石岡市ふれあいの里石岡ひまわりの館条例（平成17年石岡市条例第100号）	ふれあいの里石岡ひまわりの館のうち 屋内施設 屋外施設
石岡市農業者トレーニングセンター条例（平成17年石岡市条例第140号）	石岡市農業者トレーニングセンターのうち 体育館 トレーニング室 談話室 ステージ 温水シャワー設備 貸し自転車 テント
石岡市海洋センター条例（平成20年石岡市条例第13号）	石岡市海洋センターのうち 体育館 プール